

議案第34号

宝塚市公益施設条例の制定について

宝塚市公益施設条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市公益施設条例

（設置）

第1条 仁川駅及び売布神社駅の駅前地区の活性化を図り、もってまちのにぎわいを創出するため、宝塚市公益施設（以下「公益施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公益施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さらら仁川公益施設	宝塚市仁川北2丁目5番1号
ピピアめふ公益施設	宝塚市売布2丁目5番1号

（事業）

第3条 公益施設は、第1条に規定する目的を達成するため、市長が必要があると認める事業を行う。

（施設）

第4条 公益施設に、会議室、多目的室その他市長が必要があると認める施設を置く。

（指定管理者による管理）

第5条 公益施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（開館時間）

第6条 公益施設の開館時間は、次の各号に掲げる公益施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（1）さらら仁川公益施設 午前9時から午後9時まで

(2) ピピアめふ公益施設 午前9時から午後10時まで

(休館日)

第7条 公益施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

(利用許可)

第8条 施設を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による許可をするに際し、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、施設の床面積に1平方メートル当たり日額500円を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

4 第1項及び前項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用許可の条件を変更し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に反し、又は許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は前条の規定により利用許可の取消しを受け、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに指定管理者の指示に従い、施設を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第16条 指定管理者及び公益施設に入館した者は、建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、市長にその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に公益施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付し

て市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、公益施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
  - (2) 事業計画書等の内容が公益施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 公益施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を遂行する業務
  - (2) 利用許可に関する業務
  - (3) 利用料金の徴収に関する業務
  - (4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益施設の管理に関し市長が必要があると認める業務
- (指定管理者の指定等の告示)

第19条 市長は、第17条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第20条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、第17条の規定による指定管理者の指定に当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合その他市長が必要があると認める場合は、指定管理者による管理が行えなくなる時から新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第5条の規定にかかわらず、市長が公益施設の管理を行うものとする。この場合において、市長は、第10条第2項及び第3項の規定により算定される額の範囲内において使用料を徴収することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 公益施設の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても、行うことができる。

(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 3 宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(宝塚市公益施設指定管理者選定委員会の特例)

- 3 当分の間、別表第2 1市長が管理する公の施設の部(20)の項に規定する宝塚市公益施設指定管理者選定委員会については、宝塚市公益施設の管理を行うべき指定管理者の選定に関する事項のほか、宝塚市公益施設の所在する建物内に本市が保有する普通財産の利活用に係る事業者の選定に関する事項を併せて調査審議させるものとする。
- 別表第1 1市長が管理する公の施設の部に次のように加える。

(52) 宝塚市公益施設
--------------

別表第2 1市長が管理する公の施設の部に次のように加える。

(20)	宝塚市公益施設	宝塚市公益施設指定管理者選定委員会
------	---------	-------------------